

令和6年度愛媛県海岸漂着物対策活動推進員等育成支援セミナー開催事業 委託業務仕様書

1 業務名

令和6年度愛媛県海岸漂着物対策活動推進員等育成支援セミナー開催事業委託業務

2 目的

海洋プラスチックごみ対策の推進を図るためには、広範な関係主体による取組みが重要であり、県と連携して住民等への助言や情報提供を行うなど、その協力者としての役割を期待される人材や団体を早急に育成していく必要がある。

そこで、本県では、令和3年度に海岸漂着物処理推進法に基づき、海岸漂着物対策の推進を図るための活動を行う人材や団体を海岸漂流物対策活動推進員等として委嘱等を行う『愛媛県海岸漂着物対策活動推進員等制度』を創設し、現在までに推進員8名、推進団体23団体に委嘱・指定している。

今年度も、同制度の周知及びその人材や団体の育成を図ることを目的としてセミナーを開催する。

3 委託上限額

1,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 委託期間

契約締結の日から令和7年3月14日（金）までとする。

5 業務の内容

(1) セミナーの要件

ア 開催時期：令和6年7月頃（予定）

イ 開催場所：愛媛県内

ウ 対象者：県民

エ 募集人数：100名程度

オ 当日次第

- ・参加者受付
- ・開会
- ・開会挨拶
- ・学識経験者による講演
- ・県担当者による『愛媛県海岸漂着物対策活動推進員等制度』の説明
- ・県内で海岸漂着物の回収等に積極的に取り組む推進員・団体による活動事例の発表
- ・閉会

(2) 参加者の募集

- ア 新聞・雑誌・テレビ・インターネット・フリーペーパー・電車広告・ポスター等の中から効果的な広報・募集方法があれば提案すること。
- イ 参加者の受付、決定及び連絡を行うこと。

(3) セミナーを開催するために必要な会場借上げ、会場設営、会場サイン、講演講師等・会場スタッフの手配、当日受付（欠席者への対応を含む。）、進行管理等開催に係る一切の業務を行うこと。

(4) 学識経験者による講演

- ア 「愛媛県海洋プラスチックごみ総合調査」及び「海岸漂着ごみエリアの実態調査・分析事業」の結果を使用して県内の海洋プラスチックごみの現状や海岸漂着ごみ削減の意義等について説明を行うこと。
- イ 講演を行う学識経験者の選定及び講演内容について企画・提案内容に含めること。学識経験者の選定にあたっては、専門的な内容だけでなく、参加者が「愛媛県海岸漂着物対策活動推進員・推進団体」として今後活動するために有益な知識・情報を提供するとともに、県民が海洋プラスチックごみ対策の重要性を認識し、日々の行動変容につながる内容を講演できる者を選定すること。

(5) 県内で海岸漂着物の回収等に積極的に取り組む推進員・団体による活動事例の発表

- ア 海岸漂着物の回収等これまでの活動内容、今後の目標等について発表を行うこと。
- イ 発表を行う推進員・団体（3者程度）の選定について企画・提案内容に含めること。

(6) 当日配布資料（当日プログラム、講演資料等）を作成・印刷し、参加者に配布すること。

(7) 当日のセミナーの様子を、後日、希望者が閲覧できるよう、アーカイブ配信を実施するとともに、海岸漂流物の発生抑制に関する普及啓発や情報発信に努めること。

(8) その他、事業目的を達成するために効果的な業務を実施すること。

6 事業計画書及び報告書の提出

- ・受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとにセミナーの実施内容等の具体的な業務内容について県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して県に提出すること。
- ・委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し県の検査を受けること。
- ・委託業務の実施状況について、県ホームページ上等に掲載できる画像データを提出すること。
- ・県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- ・県は、業務実施過程で本仕様書記載内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

7 留意事項

- ・本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守し、県と協議を重ねながら適切に履行すること。
- ・受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先との業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、県の承諾を得なければならない。
- ・本業務により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、完了検査をもって全て県に移転する。
- ・広告物等に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託金額に含むものとする。
- ・受託者は、県が認めた場合を除き、成果品に係る著作権者人格権を行使できないものとする。
- ・成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- ・第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けた時には、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む）において解決すること。
- ・本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、委託業務期間内及び委託業務期間終了後においても、当該業務で知り得た秘密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。
- ・本業務の成果品に対する瑕疵の取扱いについては、受託者の瑕疵担保責任期間を契約満了後 1 年間とする。
- ・各業務に係る撮影、編集、作成、報告等の一切の経費は委託金額に含むものとする。

8 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、県と受託者が協議のうえ、定めることとする。

上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上必要と思われるものについては本業務とする。